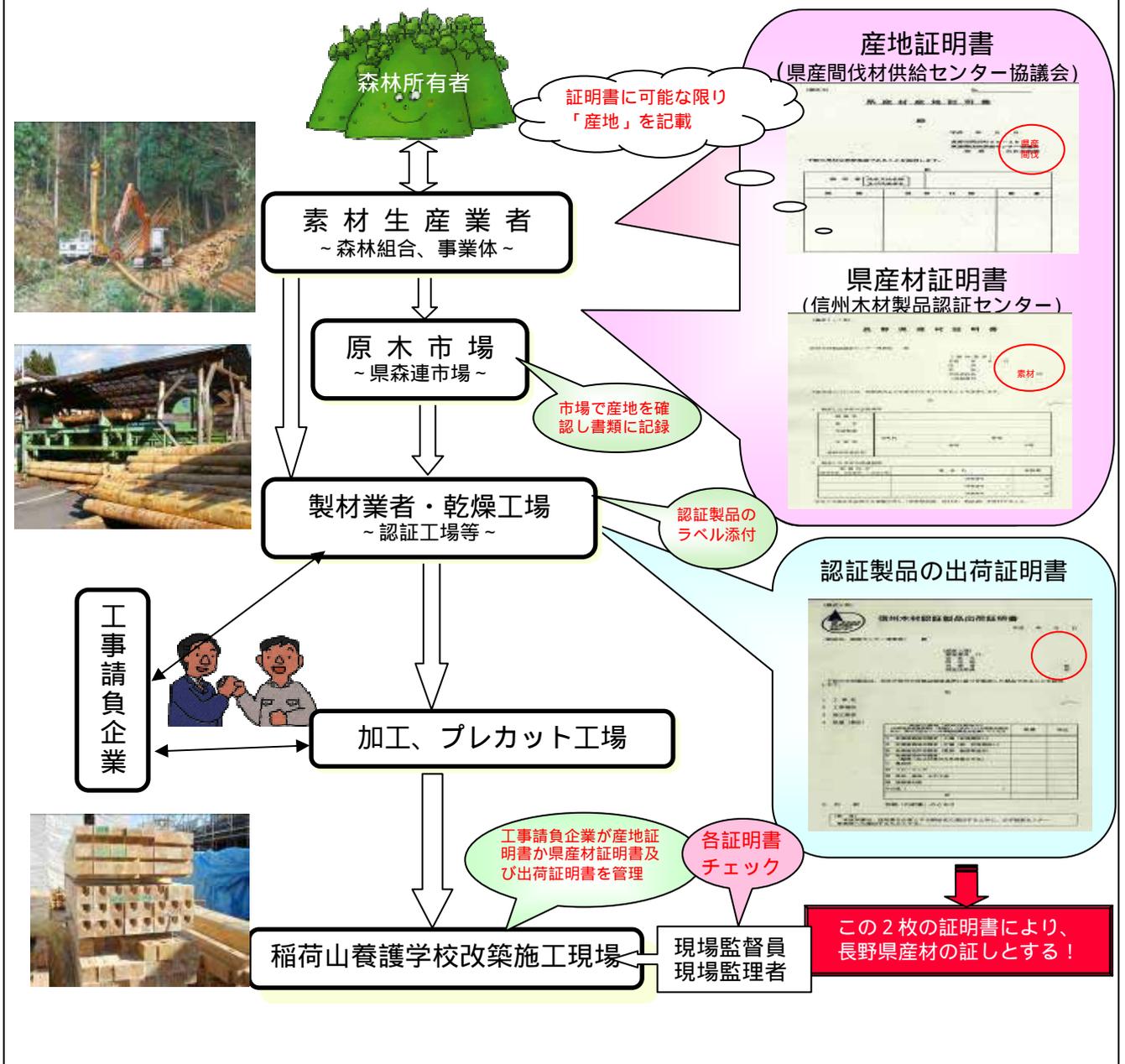


県産材のトレーサビリティ



まず、「産地が確かな県産材を供給」するために、トレーサビリティの徹底を図りました。素材生産業に関わるものに、単位ごと「産地証明書」あるいは「県産材証明書」の添付を要件としております。

製材業者（信州木材製品認証工場）の方には、「認証製品出荷証明書」の添付を要件としております。

この2枚の証明書を、おおよそロット単位ごとにリレーしたものを、工事請負企業が管理し、監理者・監督者がチェックする仕組みになります。

また、書類だけではなく、実際の木材の流れを検証するため、信州の木利用推進チームの職員が中心となり、県内16箇所の間伐現場からプレカット工場まで、可能な限りトレースしました。今回は、紙面の関係で、県下最南端の根羽村の製材工場を事例として、トレーサビリティの実際を紹介させていただきます。